

地域行政における行政体の拡大と生活環境

外部的民営化と住民参加の視角から

岩橋浩文・楊 穎・笹岡辰三

序 論

ここ数年、地域行政をスリム化するための法律が相次いで制定されている。たとえば、建築基準法改正による建築確認・検査の民間開放（1998年）地方独立行政法人法（2003年）および地方自治法の改正による指定管理者制度（2003年）の導入などがある。これらは、今日の改革の起点ともいえるべき行政改革会議の「最終報告」（1997年）の基本路線に沿って行われている。

すなわち、国はその機能を、政策立案、治安、外交、防衛といった政治的・権力的な分野に限定し、福祉や教育など住民に身近なものは、財源の手当てのないまま自治体に「三位一体改革」という形で押しつけている。

そのため自治体では、コスト削減を優先した自治体経営を迫られている。とりわけ、合併によるスケールメリットを追求し、業務をアウトソーシングし、あるいは正職員以外の不安定雇用で代替することにより、人件費の削減をめざしている。つまり、行政評価・業績評価・昇進試験など、民間の経営・組織・労務管理手法を導入する「内部的民営化」および住民の暮らしや生活に密着した教育・福祉・医療などをアウトソーシングする方法「外部的民営化」¹⁾によって、市場化・スリム化を進めている²⁾。

ところが、これまで社会の安全を保障する仕組みが緩和され、あるいは必要な安全対策が取られなかったことによって生じたと見られる問題が、一斉に吹き出している。

そこで本稿では、転換期の地域行政のうち、とりわけ住民の生活環境の領域について、外部的民営化が進められている反面、法定による住民参加の機会が拡大していることから、これらの諸相を把握するために、外部的民営化の代表的手法を素材として熊本県の状況に焦点をあてて考察することにした。さらに、具体的問題として、近年、熊本県内では郊外型の大型店舗が次々と建設され、住民の生活環境に悪影響をもたらしていることから、大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）および（熊本県景観条例による良好な景観保全の実績を踏まえた上で）景観法を素材として、郊外の生活環境における住民参加および郊外の住宅地における景観法活用の可能性に焦点をあてて、考察することにした。

1. 自治体の事務の外部的民営化

ここでは、外部的民営化について、生活環境に直結すると思われる、建築確認・検査の民間開放および公共施設の管理・運営における指定管理者制度への移行に焦点をあてて、熊本県における実態を加味しつつ、新たな行政体と住民の関係について考察する。

1.1. 外部的民営化の手法

1.1.1. 指定確認検査機関

建物を建築するためには、工事にとりかかる前に、その計画の内容が建築基準法や関連法令に適合しているかどうか、建築主事に申請して確認を受ける必要がある。この審査業務は、長年、自治体の建築主事が行ってきた。ところが、規制緩和の流れを受けて建築基準法が改正され、「指定確認検査機関」(77条の18~35)の制度が創設された。これにより、民間企業にも参入が認められ、申請者は、全国の民間機関の中から申請先を選定することが可能になった³⁾。

ところが、2005年11月に、マンションやホテルの耐震強度が偽造されていた問題が明るみになった。国土交通省は、不正を見抜けなかった指定確認検査機関を立ち入り検査した。熊本県では、これらの工事を請け負っていた熊本県八代市の業者の事務所に対して、立入調査が行われた。

ここで、全国的な実態をみると、2005年11月末現在、全国に122の指定確認検査機関がある。その取り扱い件数は、昨年度、初めて全体の5割を超えている⁴⁾。また、熊本県内における業務の実態をみると、熊本県内を業務区域とする指定確認検査機関は、2005年12月1日現在、9社ある。このうち県内を業務区域とするものが3社(知事指定)、全国を業務区域とするものが6社(大臣指定)ある⁵⁾。熊本県内の2004年度の確認申請受付件数をみると、合計8,577件のうち、指定確認検査機関分が2,340件を占めている。これは、全体の27.3%にも及ぶ⁶⁾。指定確認検査機関では、少ない人数でこれだけの数をこなしつつ、審査業務の迅速化やコストダウンを図るためには、厳密な審査を行うのは難しいことが推察される。マスコミの取材に対して、ある機関の建築士は、「実際に行われているかどうかは別として、建築主側が簡単な審査を望めば、建築主と検査員のなれ合いで手抜き審査になってしまうこともあり得る」と話している⁷⁾。これは、実質的な審査を行っていないのと同然である。

そこで、指定確認検査機関による処分または不作為について不服がある者は、建築予定地を所管する自治体の建築審査会に対して審査請求を行える(建築基準法94条)。さらに、建築審査会の裁決に不服がある場合には、国土交通大臣に対して再審査請求を行うことができる(同95条)。なお、処分取消の訴えは、審査請求に対する建築審査会の裁決を経た後でなければ提起することができない(同96条)。指定確認検査機関が行った確認に対する取消訴訟は、行政事件訴訟法11条2項に基づいて、「処分をした行政庁」である指定確認検査機関を被告として提起することになる⁸⁾。

1.1.2. 「公の施設」の指定管理者

従来、公の施設の管理は、自治体の外郭団体が自治体との委託契約によって行ってきた。ところが、2003年に地方自治法が改正され、これらの施設は2006年9月までに直営に戻さない限り、「指定管理者制度」が適用されることとなった。「指定管理者制度」とは、ホールや体育館など、住民の福祉を増進する目的のために自治体が設置した「公の施設」(地方自治法244条1項)の管理について、事業団、公社、民間事業者等のうちから、自治体が指定するもの(指定管理者)に管理を行わせる制度のことである(同法244条の2第3項以下)。

この制度の立法趣旨は、公の施設の適正な管理の確保のため、受託主体の公共性に着目してきたものを民間にも拡大し、必要な仕組みを整えた上で適正な管理を確保し、住民サービスの向上にも寄与するように、公の施設の管理主体の選択肢を拡大したものである。従来の委託契約とは異なり、条例の定めるところによって議会の議決を経て管理者を指定することになる。これにより、営利企業のほか、社会福祉法人などの公益法人、NPO法人および法人格を持たない団体に対しても管理を行わせ

る道が開かれ、今後、自治体の持つ大半の施設に広がると思われる。このように、公共施設の管理が一気に市場化の波にさらされている。

また、指定管理者の処分について不服がある場合、自治体の長へ審査請求を行える（同法 244 条の 4 第 3 項）。市町村長がおこなった裁決の場合は知事に、知事が行った裁決の場合は総務大臣に再審査請求を行うことができる（同 4 項）。処分の取消しの訴えは、指定管理者が行政事件訴訟法 11 条 2 項に規定する「処分をした行政庁」にあたるため、指定管理者を被告として行われる。さらに、国家賠償法において、指定管理者は「公権力の行使」（1 条）を行うことから、公務員の行為とみなされるため、当該自治体が責任を負うことになるであろう。また、「公の施設」（同法 2 条）の設置・管理上の責任は、自治体が本来の設置者であるため、自治体が責任を負うことになると考えられる⁹⁾。

ここで熊本県における同制度の運用実態をみると、熊本県の県有施設では、平成 17 年度に 2 施設に導入され、平成 18 年度には、さらに 41 施設にも拡大されることになっている。指定期間は、3 年が多い。また、熊本市の施設では、2005 年 11 月 18 日現在、既に 338 件が選定され、指定管理者候補者とされている¹⁰⁾。

1.2. 外部的民営化の問題点

指定確認検査機関については、今回の構造計算書偽装問題のように、迅速化やコストダウンを重視しすぎると、厳密な審査を行うのは難しくなる。しかし、競争社会の中でも、安全性はきちんと担保されなければならない。

また、指定管理者制度については、住民の福祉を増進させる「公の施設」において、住民の学習権、情報公開、平等利用、プライバシー保護等の問題が懸念される。

公務の市場化・スリム化には、自治体を企業と同視し、住民を「顧客」または「消費者」として捉え、人件費を削減して価格に見合った品質のサービス提供をめざす手法（NPM）が強く表れている。また、最近では、このような公務の市場化を正当化し、推進するイデオロギーとして、公私協働（PPP）という概念が用いられることもある。

しかし、公務の市場化は、住民にとって関心の高い部分を「企業秘密」の中に押し込めてしまう恐れがある。また、各種の調査が行われるとしても、それは、住民ではなく消費者を対象としたマーケティングになるであろう。

2. 住民の生活環境に関わる住民参加

ここでは、郊外の生活環境のうち、戸建住宅を主体とする閑静な低層住宅地における住環境および大型店舗等の進出について、住民参加の視点から、熊本県における実態を加味しつつ、政策法務的な考察を試みる。

2.1. 生活環境に関わる住民参加の手法

2.1.1. 景観法による住環境と住民参加

熊本県では、潤いのある快適な環境の形成を目指して、1981 年に「熊本県環境美化条例」を制定し、その後、緑の 3 倍増計画等を経て、より総合的な景観対策を図るため、1987 年に「熊本県景観条例」を制定して、県民、事業者、行政が一体となった景観形成活動を推進している。

景観条例では、県土の景観形成上重要な地域を景観形成地域として「面」的に指定し、また、景観形成を図る必要がある幹線道路沿線の区域を「線」として指定し、さらに単体でも大きな影響をもた

らす大規模な建築行為等を「点」として捉え、一定の建築行為等に対して届出を義務づけ、それを基に指導・助言を行っている¹¹⁾。

以下では、このような状況を踏まえた上で、2004年に制定された景観法¹²⁾について考察する。景観法の中には、郊外の生活環境について考えたとき、住環境の快適性（アメニティー）の確保に関連する規定が盛り込まれている¹³⁾。すなわち同法では、良好な景観を保全・形成する必要がある区域（「景観計画区域」）について、県および中核市等の景観行政団体が景観計画を定める（8条1項）と、その区域内での建築行為には事前の届出が必要になる。これに違反した場合には、勧告によって住環境が保全されることになっている。

この景観計画に住民等の意見を反映させるため、住民等に景観計画の素案の提案権を認めている。すなわち同法は、「『土地所有者等』は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる」（11条1項）と規定する。また、まちづくりNPO法人や条例で定める団体にも、同様の資格が認められている（11条2項）。

現在、熊本県内には、「良好な景観形成推進のための調査活動団体」として、ハウジングアンドコミュニティ財団から選定されている団体がある¹⁴⁾。この団体は、日本の古き良き時代を彷彿させる熊本市川尻の街並みを、日本の伝統建築を用いて独自の手法で手掛けている「川尻六工匠」という集団である。景観法が制定され、景観形成が重要な課題として位置づけられる中、今後、同法11条2項に定めるまちづくりの推進を図る活動を行う団体に成長することが期待される。

また、景観計画の提案に係る規模は、原則として0.5ヘクタール以上とされており（令7条）戸建住宅20戸程度からなる街区の範囲に相当する。これは、街区単位の住環境に、住民やまちづくりNPO法人が主体的に関わるための手続的地位を定めたものとして捉えることができる。景観計画策定の仕組みは、今後の行政計画と住民参加のあり方を大きく変える可能性を内包している。なお、この提案の際には、土地所有者等の3分の2以上の同意が要件とされている。

次に、提案を受けた景観行政団体は、景観計画の策定又は変更の必要があると認める場合、素案を踏まえて案を作成しなければならない（12条）。さらに、素案の一部を実現することとなる場合は、都市計画審議会に素案を提出しなければならない（13条）。一方、その必要がないと決定したときは、素案を都市計画審議会に提出し、意見を聴いた上で理由を付記してその旨を提案者に通知しなければならない（14条）¹⁵⁾。つづいて、案の決定段階では、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされている（9条）。

このような住民等による景観計画の提案制度は、2002年に制定された都市計画の提案制度（都市計画法21条の2～5）および都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において都市再生事業を行おうとする者による都市計画の提案制度（同法37～41条）と同じ趣旨である。また、景観法の参加システムを地区計画の申し出制度と比べた場合、景観法の手続には、住民等からの提案に対する応答義務があり、理由を付記した上で通知を行い、都市計画審議会へ素案を提出し、意見を聴取することが加えられている。これらの点は、住民等の意見をより一層反映させるための仕組みとして、今後の活用が期待される。

さらに、景観協議会では、従来の地縁団体としての協議会とは異なり、住民や行政のみならず、地域的な共同利益の担い手として幅広い主体による協議の場が想定されている。したがって、景観法では、従来からの景観条例に基づく行政指導および地縁による協議会に対して、一定の方向性を示した

と考えられる。

2.1.2. 大店立地法による生活環境と住民参加

熊本県では、郊外型の大型店の立地が続いている¹⁶⁾。そのため、商店街は疲弊し、ついには身近な買い物の場や、地域住民の交流の場が失われる恐れがある。さらに、高齢化が進む中で、地域の伝統文化の消滅や地域社会の崩壊にもつながりかねないことが危惧される。また、大型店の出店に際して、地域住民等への十分な説明が行われず、商工会等にも加入していない。しかも、利益が出なければすぐ撤退してしまうなど、あたかも地域不在、住民不在の行動をとることが、県議会で指摘されている¹⁷⁾。

このような背景には、大規模小売店舗の出店を規制してきたいわゆる「大店法」¹⁸⁾が廃止され、2000年に「大店立地法」が施行されたことがある。大店法では、地域の中小小売店を保護するために、大規模小売店舗の開店日や店舗面積、閉店時刻、休業日数を調整することができ、違反する場合には営業停止などの処分をとることができた(14条)。ところが、大店立地法は、その目的を「大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保する」(1条)と規定する。この立法趣旨は、大店法が中小小売店の保護を目的としていたのに対し、「周辺の地域の生活環境の保持」を主な目的としている点で、大きく異なっている。大店立地法の場合、法律の運用主体である県は、従来のように強制力のある命令を出すことができない。代わりに説明会の実施や地元市町村からの意見聴取などを行うことになる(8条)。すなわち、

つまり、大店立地法では、地域社会との調和を図っていくため、大型店への来客、物流による交通渋滞、騒音・排気ガス、駐車・駐輪、交通安全、大量の廃棄物の発生、街並み景観の悪化など、周辺の生活環境への影響について適切な対応を図ることが必要との観点から、地域住民の意見を反映しつつ、自治体が大型店と周辺の生活環境との調和を図っていくための手続が定められている¹⁹⁾。具体的な手続の流れは、以下のとおりである(図1)。

新規出店する際には、県に対して新設を届け出た上で、届出者は、届出内容を周知するために届出から2か月以内に立地する市町村内で説明会を最低1回は開催しなければならない(7条)。住民等からの意見については、生活環境上の影響を受ける住民等から4か月以内に聴取することとしている(8条2項)。その内容については、公告・縦覧される。

交通、騒音、廃棄物問題といった生活環境を保持するための見地から、県は市町村の意見を聞く必要がある。寄せられた地元市町村および住民等の意見を踏まえ、運用主体である県から意見書が出される²⁰⁾。ここで改善に関する意見書が出されなければ手続は終了する(8条5項)。

意見書が出された場合は、それに対する改善策を提示し、それでも不十分な場合は市町村の意見を聞き、2か月以内に限り変更を求める「勧告」(9条)が出されるという流れである。このとき、正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

このような手続の流れからみると、大店立地法は情報公開制度などを活用して、地域住民の立場から出店計画への参加が実現し、行政を監視する活動も可能となる。

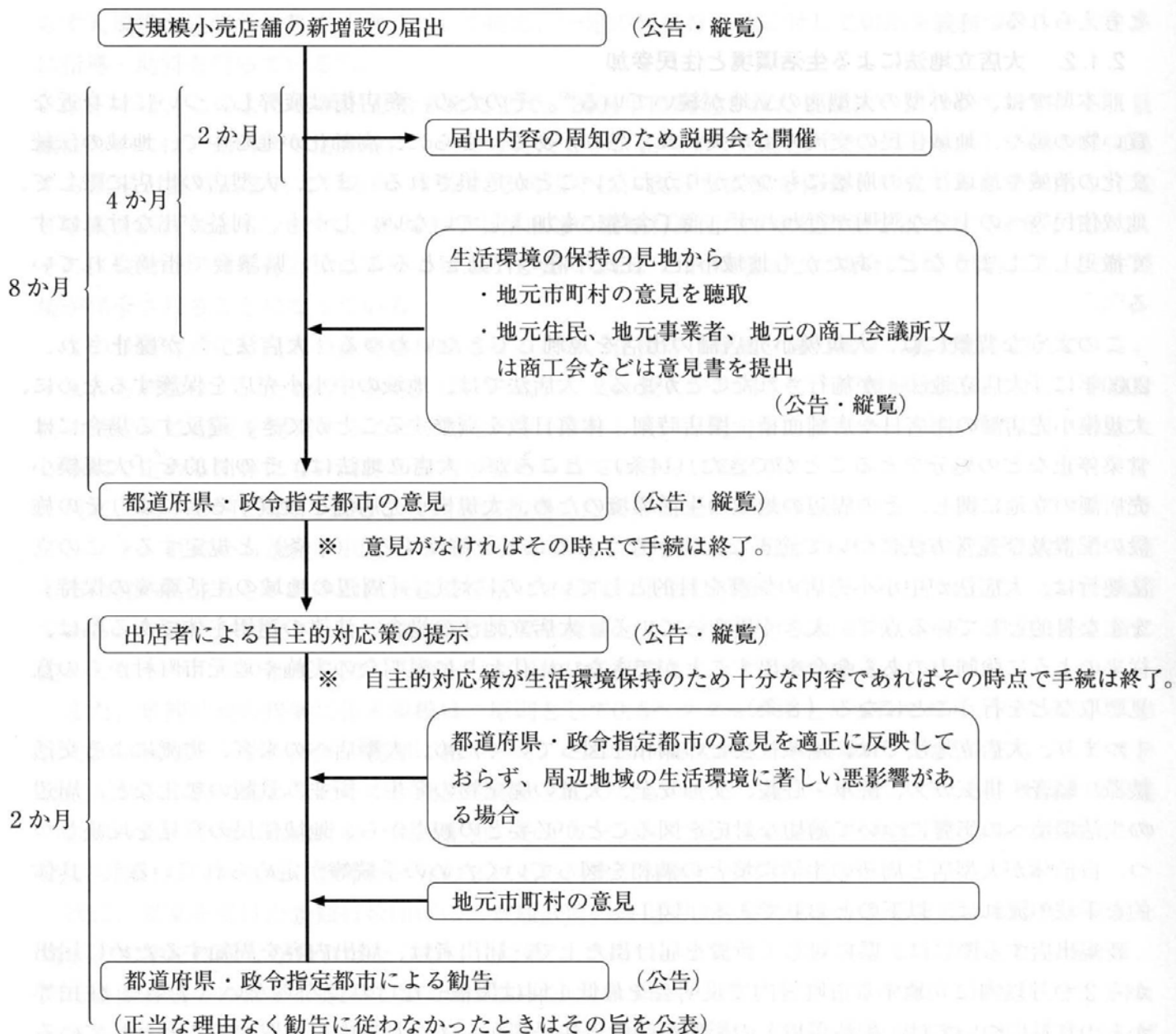


図1 大店立地法の手続の流れ

(資料)『大規模小売店舗立地法のポイント』(2000年)通商産業省から引用。

以上のように、大店立地法では「周辺の地域の生活環境の保持」を主な目的として手続を定めているが、大規模小売店舗の出店は原則自由化され、閉店時刻や休業日数といった営業内容そのものを規制する足かせが完全に取り払われた。このため、周辺住民と様々な問題を引き起こしている。

大店立地法では、大規模小売店舗周辺の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難なときは、必要な措置をとることを勧告することができる(9条)。ところが、それは、届け出事項の内容が、同法4条に基づく指針で定めた基準に適合しない場合に限られている。こうした中、この指針が2005年3月に改定された²¹⁾。この改定検討の際、国の産業構造審議会(流通部会・中小企業政策審議会商業部会)では、企業の社会的責任として、大型店には地域社会への貢献が期待されるとの考え方を示している。こうした点も踏まえて、熊本県では、大型店の主体的な地域貢献を促すた

めのガイドラインを策定し、その運用を進めている²²⁾。

つづいて、具体例について検討する。近年、熊本市・菊陽町・合志町のクロスポイントに位置する「ゆめタウン光の森」(図2)は、このような典型的な事例として注目される。この地域では、郊外型ショッピングセンターの出店により、急激に増加する卸売・小売業及びサービス業が出店地域の商業集積の発展に大きく寄与している。しかも、「ゆめタウン光の森」の近隣には、熊本県下最大級のベッドタウン2,300戸が誕生しつつある。また、近郊には、熊本市・菊池市・山鹿市をはじめとする生活圏があり、65万人規模の大商圏を形成している²³⁾。

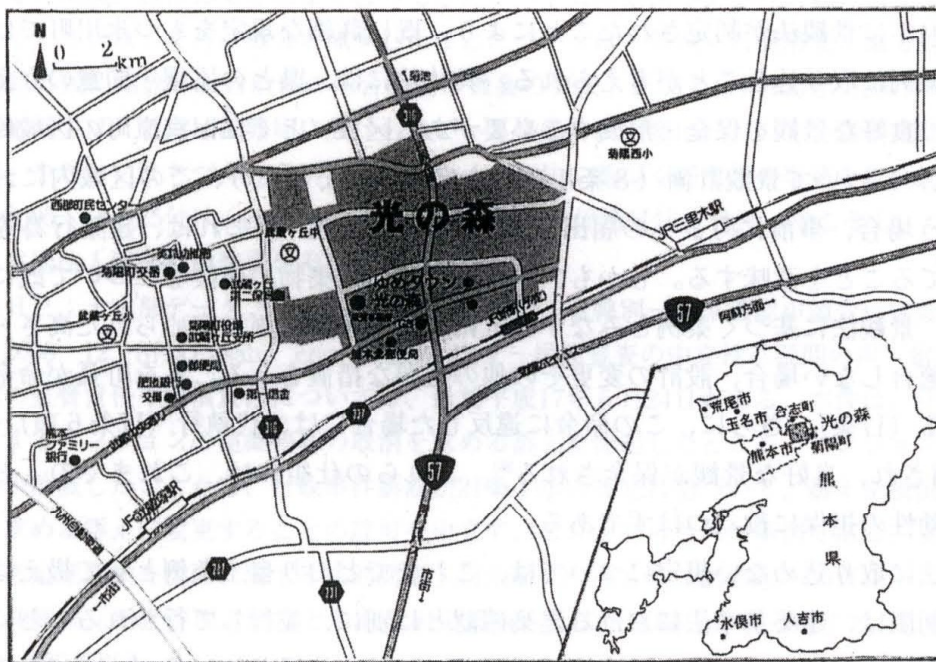


図2 「ゆめタウン光の森」の位置

また、「ゆめタウン光の森」などの大型店の出店は、従来、村外へ流出したままであった若年層の雇用機会が確保されるとともに、商業集積と同時に進行した宅地開発分譲地に若い世帯を引き寄せた。そのため、出店地域の居住人口・就職人口の増加傾向が顕著である。一方、大型店の郊外への立地に伴い、都市の中心商店街をはじめ、既存の商業集積の空洞化がさらに促進されることが懸念されている。

そのうち、大店立地法では、周辺の地域の「生活環境の保持」(4条)の概念を交通渋滞、騒音、駐車場、廃棄物などの環境的側面に限定しており、住民の「身近な買い物機会の確保」といった経済的側面への配慮が足りない²⁴⁾。しかし、高齢化が進む中で、高齢者や車に乗らない人たちの生活の利便性の喪失につながるため、生活環境への影響はきわめて大きい²⁵⁾。

2.2. 生活環境に関わる住民参加の可能性

生活環境を考えると、自治体独自の取り組みとして、自主条例による開発建築行為の規制が全国的に行われている。ふつう、条例の規定は、事業者への「お願い」的なものにすぎない。ところが、熊本県内には、地区住民の意思に基づいて総合計画を策定し、詳細な地区別計画を定めることにより、地区ごとのまちづくりの在り方を一層明確にしている条例がある。

代表的な事例として、「氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例」(合併前の「宮原町を守り磨き上

げるまちづくり条例（平成 14 年宮原町条例第 29 号）」が、土地利用の誘導として「開発建築行為の手続」を定め、運用している点が注目される。とりわけ、用途制限について、「事業者は、当該開発建築行為が開発建築行為の用途制限において、地区の同意を必要とする場合は、まちづくり支店会議において同意を得るものとする」（29 条 4 項）と規定する。この規定により、旧宮原町の全域における開発や建築行為について、用途およびゾーンごとに、「○ = 可、× = 不可、□ = 地区住民の 3 分の 2 以上の同意があれば可」に分けられている。さらに、容積率・建ぺい率・高さ・敷地の最低面積・壁面線・建築物等の形態意匠・緑被率についても定められている。

従来、このように詳細な制限を設けることは、法令に抵触する恐れがあるため足踏みされてきた。ところが、2004 年に景観法が制定されたことにより、既に詳細な規定をもつ氷川町では、同法 8 条 3 項の規制項目を条例に取り込むことが考えられる。具体的には、県との協議・同意のうえで町が景観行政団体となり、良好な景観を保全・形成する必要がある区域（とくに旧宮原町の区域約 9.9 平方キロ、人口約 5,000 人）について景観計画（8 条 1 項）を定めることにより、この区域内における一定の建築行為等を行う場合、事前に町長への届出が必要になる（16 条）。これは、建築行為等に関する権限を、町長が持てることを意味する。しかも、氷川町では、建築物の建築等について既に条例化されていることから、景観法に基づく条例とみなすことにより、景観計画に定められた高さ・壁面線・形態意匠の制限に適合しない場合、設計の変更その他の必要な措置をとることを町長が命令することができることになる（17 条）。さらに、この命令に違反した場合には、代執行（17 条 6 項）や罰則（100～101 条）が適用され、良好な景観が保全される²⁶。これらの仕組みは、これまでの「お願い」的な条例以上に、実効性の担保に役立つはずである。

なお、景観法に取り込めない規定については、これまでどおり自主条例として扱えばよい。また、景観法による制限は、建築基準法における建築確認とは別に、並行して行われることになる。

以上から、熊本県氷川町（とくに旧宮原町の区域）では、住民参加に基づいて 14 の地区において地区別計画が定められているため、景観計画についても細部の規定に至るまで住民参加に基づいて決めることになると推察される。これは、法律に根拠を有する新たな住民参加として位置づけられる。

結 論

以上から、外部的民営化については、社会の安全、弱者の援助という、「公共性」が本来持つ意味が損なわれないよう、住民の立場に立った自治行政の取り組みが必要になる。そして、指定確認検査機関の考察からは、競争社会の中でも安全性はきちんと担保されなければならないため、行政による監督の手法が今後の課題として残った。また、指定管理者制度については、サービスとコストが追及されるため、自治体（とくに議会）によってコントロールする手法が必要になると思われる。

次に、生活環境における住民参加として、景観法については、郊外における住環境の保全・形成を図るため、具体的事例として熊本県氷川町を取り上げ、政策法務的な視点から法制度の活用策を提案した。次に、郊外の大規模店の出店については、大店立地法による手続を概観しつつ、熊本県内の状況と対応策について述べた。また、これらの法律では、ともに郊外的生活環境の保全を行えることから、両法の連携をいかに図ることができるか、という点が今後の課題として残された。

注

- 1) 外部的民営化では、自治体がこれまで担ってきた公共サービスを広く民間に開放するため、株式会社などの企業が参入し、新たなビジネスチャンスのなかで営利を目的とした運営および競争がはじまり、新たな産業が生まれる。
- 2) 参照、自治体アウトソーシング研究会編『改訂版Q & A自治体アウトソーシング』（自治体研社・2004年）城塚健之ほか「特集 日本型NPM（ニューパブリックマネジメント）とその対抗」おおさかの住民と自治 320号（2005年）中邨章ほか「特集 自治力問われる地方行革」ガバナンス 51号（2005年）。
- 3) また、その反面、自治体でそれまで行ってきたハートビル条例や街並み景観条例などを併せた「総合的まちづくり行政」を行う機会が減少したことについては、参照、岩橋浩文「地方自治の低下を招く建築確認の民間開放 自治体の総合的関与機会の喪失」住民と自治 460号（2001年）58頁以下。なお、熊本県では、各地域振興局に設けられている建築行政の窓口において、建築確認、開発許可、景観条例、やさしいまちづくり条例、建設リサイクル法に基づく届出等の事務を総合的に行っている。
- 4) 参照、2005.11.25付け asahi.com「確認検査機関／偽造見抜き目持ってこそ」。
- 5) 参照、財団法人建築行政情報化センターHP。
- 6) 熊本県HP：土木部データブック - 建築課（年度別・管轄別 建築確認申請受付件数）。
- 7) 参照、2005.12.8付け asahi.com「見逃し次々 - 民間審査の中立性に疑問の声 - 耐震強度偽装」。
- 8) 自治体の監督責任や賠償責任については、最判平成 17年 6月 24日がある。本件は、住民が民間機関を被告とするマンションの建築確認の取消を求める訴えを提起したところ、マンションが完成して訴えの利益が消滅したことから、行政事件訴訟法 21条 1項の規定に基づいて、訴えを横浜市に対して損害賠償を求める訴えに変更することの許可を申立て、これが許可された事例である。また、参照、金子正史「指定確認検査機関に関する法的問題」自治研究 81巻 6号（2005年）65頁以下。
- 9) 参照、林勝美「指定管理者制度と争訟」田中雄次・大江正昭編『グローカリズムの射程』（成文堂、2005年）209頁以下。
- 10) 参照、熊本県・熊本市のHP。
- 11) 景観条例に基づく届出件数は、ここ 10年間、毎年 850件程度ある（出典：熊本県HP）。
- 12) いわゆる景観法は、「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」および「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の三法から構成されている。参照、岸田里佳子「国土交通 景観法」法令解説資料総覧 280号（2005年）13頁以下。
- 13) 参照、亘理格「景観法が切り開く新しい法の世界 『共同利益としての景観保護』という視点から」都市計画 253号（2005年）8頁は、アメニティーに対する法的保護を確立するためには、自己犠牲を払っている住民個人々の景観利益を法的保護の対象として承認すべきとする。
- 14) 西日本建設新聞 2004.12.9掲載。
- 15) 参照、澤井 俊「法令解説 景観緑 3法(1)景観に関する総合的法体系の整備」時の法令 1738号（2005年）10～11頁。
- 16) 2000年 6月 1日～2005年 10月末迄に、新設の届出が 47件ある。このうち、店舗面積が 2万㎡を超えるものが 5件ある。1店舗あたりの平均店舗面積は 6250㎡になる（出典：熊本県HPのうち、「大規模小売店舗立地法届出状況」から算出）。
- 17) 参照、熊本県議会会議録（平成 17年 6月定例会）81頁、（平成 17年 9月定例会）117頁。
- 18) 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 48年 10月 1日法律 109号）
- 19) 参照、経済産業省商務情報政策局流通政策課『大規模小売店舗立地法の解説〔第 3版〕』2005年、2頁。
- 20) 熊本県内に新設の届出が行われた 47件のうち、寄せられた意見数は、地元市町村から 20件、住民等から 4件、県から 1件となっている（出典：熊本県HP「大規模小売店舗立地法届出状況」）。
- 21) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（2005年 3月 30日経済産業省告示第 85号）。
- 22) 2005年 11月にガイドライン（素案）のパブリックコメントが終了し、12月から施行されている。
- 23) 参照、熊本県菊陽町の「ゆめタウン光の森」のHP。
- 24) 参照、上田喜博「まちづくりへの変革- 大店立地法」日本消費経済学会年報 22集（2000年）。
- 25) 参照、山中進・上野眞也ほか「小川町高齢者やさしい商店街活性化事業報告書」熊本大学地域連携フォー

ラム（2005年）。

26) 参照、澤井 俊「法令解説 景観緑 3 法(1)景観に関する総合的法体系の整備」時の法令 1738 号（2005 年）12 頁。

* 執筆担当) 1.1.2. は笹岡辰三、2.1.2. は楊穎、左記以外は岩橋浩文が執筆し、かつ編集を担当した。